

環 備 - 2 0 3
令和元年 6 月 2 6 日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会長 様

秋田県生活環境部長
(公 印 省 略)

県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて (通知)

日頃より本県の廃棄物行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議において、添付を求める書類の取扱いについて別添のとおり定め、事前協議の簡素化を図りましたので通知します。

つきましては、貴会員へ周知いただくようお願いいたします。

【主な改正点】

- 1 協議等の権原を有することを示す書類として、法人の代表者による委任状に代えて、「協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し」を添付することができることとした。
- 2 県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを添付する地域から、山梨県、長野県、静岡県を除外した。

《担 当》

秋田県生活環境部環境整備課
廃棄物対策班 田村、宇賀神

T E L 018-860-1624

e-mail recycle@pref.akita.lg.jp

県外産業廃棄物搬入事前協議における添付書類の取扱いについて

秋田県生活環境部環境整備課
令和元年6月26日

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例で定める事前協議について、添付を求める書類を次のとおりとする。

1 事前協議書の添付書類

排出事業者は、秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第2項に定める事前協議書（様式第1号）に、次の書類を添付し、提出するものとする。

なお、低濃度PCB廃棄物の搬入に係る事前協議は郵送による提出も受け付ける。

(1) 県外排出事業者の情報について

- ① 県外排出事業者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）
- ② 協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類（工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合に限る）
 - ・法人の代表者による協議等の権原に関する委任状
 - ・協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し（備考1参照）

(2) 県外産業廃棄物の成分について

- ・搬入する産業廃棄物の種類別の有害物質に係る計量証明書（発行から6ヶ月以内のもの）
- ・低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は、PCBの分析結果（発行年月日は問わない）又はPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の写し（PCB濃度が記載されているものに限る）
- ・県外産業廃棄物の放射性物質濃度（備考2参照）

(3) 県外産業廃棄物の発生工程等について

- ・搬入する産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等
- ・低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は、排出元の自治体に提出したPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し

(4) その他

- ・収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し（秋田県が発行したものを除く）
- ・県外産業廃棄物搬入協定書（様式第3号）（正本2部）

2 施行期日

令和元年7月1日

3 理由

令和元年5月20日付け環循規発第1905201号「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について（通知）」により、環境省から、広域的な処理の円滑化のための手続き等の合理化を重ねて要請されたことから、添付書類を簡素化し、事務を簡略化する。

【添付書類(対照表)】

	改正前	改正後
1	搬入協定書(正本2部)	変更なし
2	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(現在事項全部証明書でも可)	変更なし
3	法人の代表者による協議等の権原に関する委任状(工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合に限る。)	<u>工場、支店等の長等、代表権を持たない者が協議者の場合は、協議等の権原を有することを示す次のいずれかの書類</u> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の代表者による当該事前協議の決裁権の委任が分かる書類 ・<u>協議者が、排出事業所が所在する自治体に提出した、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、PCB保管等届出書等の写し(備考1)</u>
4	搬入産業廃棄物の種類別の有害物質の計量証明書(発行から6ヶ月以内) ----- 低濃度PCB廃棄物を搬入する場合は次のいずれかの書類 ・搬入する低濃度PCB廃棄物の分析結果書(発行年月日は問わない) ・PCB保管届出の写し(PCB濃度が記載されているもの) ----- 県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果	変更なし ----- 変更なし ----- 備考2
5	搬入産業廃棄物の発生工程、場所を明確にしたフロー図等 ----- 低濃度PCB廃棄物を搬入する場合 ・排出元の自治体に提出したPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の写し	変更なし ----- 変更なし
6	収集運搬業者の排出元自治体等の収集運搬業許可証の写し(秋田市内の処分業者への搬入の場合には、秋田市の同許可証の写し。)	変更なし
7	処分業者の処分業許可証の写し(秋田市内の処分業者への搬入の場合に限る。)	変更なし
8	搬入数量の算定根拠等 (低濃度PCB廃棄物のみ搬入する場合は不要)	変更なし
9	会社、工場等の概要がわかるパンフレット等 (低濃度PCB廃棄物のみ搬入する場合は不要)	変更なし
10	前審査結果通知書の写し(更新又は変更の場合)	変更なし

※備考1 届出書等の写し

添付できる届出書は次のとおりです。

- ・廃棄物処理法第12条第9項に基づく多量排出事業者の産業廃棄物処理計画
- ・廃棄物処理法第12条第10項に基づく産業廃棄物処理計画の実施状況報告
- ・廃棄物処理法第12条の2第10項に基づく多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画
- ・廃棄物処理法第12条の2第11項に基づく特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況報告
- ・廃棄物処理法第12条の3第7項に基づく産業廃棄物管理票交付者の報告
- ・PCB特措法第8条第1項に基づくPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出
- ・PCB特措法施行規則第10条第2項に基づくPCB廃棄物等の保管の場所等の変更届出
- ・PCB特措法施行規則第16条第2項に基づく承継届出
- ・PCB特措法施行規則第26条第2項に基づく譲受け届出

※備考2 県外産業廃棄物の放射性物質濃度の測定結果

別表1の都県に所在する事業所から県外産業廃棄物を秋田県内で処分するために搬入しようとする場合には、当分の間、県外産業廃棄物の放射性物質濃度（セシウム134、セシウム137及びその合計量に関するものをいう。以下同じ。）の測定を行い、その結果を記載した書面の写しを県外産業廃棄物搬入事前協議書に添付してください。

ただし、搬入しようとする産業廃棄物の形状、性状、その他の理由により放射性物質濃度の測定が困難と認められる場合に限り、空間線量率の測定をもって放射性物質濃度の測定に代えることができるものとします。

なお、福島県の汚染廃棄物対策地域以外に所在する事業所については、発生する場所が屋内であり、かつ保管場所が屋内若しくは密閉容器に保管されている別表2に掲げる県外産業廃棄物の測定を省略できることとします。この場合は保管状況がわかる写真を添付してください。

【別表1】

改正前	改正後
岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 <u>山梨県、長野県、静岡県</u> 、福島県（放射性物質汚染対処特措法に規定する汚染廃棄物対策地域を除く。）	岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 <u>_____</u> 福島県（放射性物質汚染対処特措法に規定する汚染廃棄物対策地域を除く。）

※ 測定結果の添付を求める地域を放射性物質汚染対処特別措置法第16条の調査義務の対象地域とし、山梨県、長野県、及び静岡県を除外する。

【別表 2】

改正前	改正後
<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、感染性産業廃棄物、廃PCB等、 PCB汚染物、PCB処理物。ただし、中間処理後の産業廃 棄物であるものを除く。</p>	<p>変更なし</p>